

令和 7 年 2 月 1 8 日 招 集

令和 7 年 第 1 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 5

議案 番号	件名	備考
68	監査委員の選任について	
69	人権擁護委員候補者の推薦について	
70	人権擁護委員候補者の推薦について	
71	令和6年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊

議案第 68 号

監査委員の選任について

下記の者を、本市の監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市若葉町

氏 名 くさ 草 どめ 留 たか 隆 し 志

生年月日 昭和 34 年

提 案 理 由

識見を有する者のうちから選任されている監査委員 矢野信之 氏の任期が本年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに監査委員を選任したいが、これについては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（選任及び兼職禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（・・・略・・・以下この款において「識見を有する者」という。）・・・略・・・のうちから、これを選任する。・・・略・・・

2～6 略

（任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、・・・略・・・ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

参 考

本人の略歴

昭和54年 3 月	熊本商科大学商学部中退
昭和54年 4 月	川内市臨時職員
昭和54年 6 月	川内市教育委員会主事補
平成15年 4 月	川内市教育委員会学校教育課学事係長
平成16年 4 月	川内市企画経済部市町村合併対策課市町村合併対策係主査
平成16年10月	薩摩川内市企画政策部コミュニティ課広聴広報係長
平成17年10月	薩摩川内市企画政策部広報室広聴広報係長
平成18年 4 月	薩摩川内市企画政策部広報室広聴広報グループ長
平成19年 4 月	薩摩川内市水道局水道管理課企画総務グループ長
平成22年 4 月	薩摩川内市水道局水道管理課長代理
平成24年 4 月	薩摩川内市監査事務局長代理
平成25年 4 月	薩摩川内市監査事務局長代理兼監査グループ長
平成28年 4 月	薩摩川内市水道局水道管理課長
令和 2 年 4 月	薩摩川内市土地開発公社事務局次長兼企画総務係長（再任用）
令和 6 年 4 月	薩摩川内市教育委員会会計年度任用職員（現在に至る。）

議案第 69 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市入来町浦之名

氏 名 はる た しゅう いち
春 田 修 一

生年月日 昭和 31 年

提 案 理 由

本市の区域に置かれている人権擁護委員 前田彬智 氏の任期が本年 6 月 30 日満了することとなるので、新たに委員候補者を法務大臣に推薦したいが、これについては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

参 考

本人の略歴

昭和54年3月	福岡大学経済学部卒業
昭和54年4月	入来町主事補
平成5年4月	入来町開発課企業誘致係長
平成7年4月	入来町開発課企画調整係長
平成8年4月	入来町開発課長補佐兼企画調整係長
平成11年4月	入来町企画開発課長
平成14年4月	入来町町民課長
平成16年10月	薩摩川内市市民福祉部国保介護課参事
平成17年10月	薩摩川内市市民福祉部国保介護課長
平成21年4月	薩摩川内市企画政策部企画政策課長
平成25年4月	} 薩摩川内市市民福祉部長
平成29年3月	
平成29年4月	} 医療法人松翠会森園病院事務長
令和4年11月	
令和3年4月	社会福祉法人藤照会児童養護施設川内精舎評議員

（現在に至る。）

議案第70号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年3月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

記

住 所 薩摩川内市祁答院町藺牟田

氏 名 かば やま あき ふみ
権 山 昭 文

生年月日 昭和32年

提 案 理 由

本市の区域に置かれている人権擁護委員 屋久加代子 氏の任期が本年6月30日満了することとなるので、新たに委員候補者を法務大臣に推薦したいが、これについては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

参 考

本人の略歴

昭和51年 3月 鹿児島県立宮之城高等学校卒業

昭和51年 4月 } 大阪小包集中局勤務

昭和58年 12月 } 鹿児島中央郵便局勤務

平成15年 3月 } 全通信労働組合鹿児島中央支部書記長

平成6年 9月 } 公益財団法人鹿児島県交通安全協会 祁答院支部副支部長
平成10年 4月 } 公益財団法人鹿児島県交通安全協会 祁答院支部副支部長
（現在に至る。）

平成15年 4月 } 薩摩川内市立藺牟田小学校PTA会長

平成16年 3月 } 薩摩川内市立藺牟田小学校PTA会長

平成15年 4月 } 川内郵便局勤務

令和5年 3月 } 川内郵便局勤務

平成20年 4月 } 薩摩川内市立祁答院中学校PTA会長

平成21年 3月 } 薩摩川内市立祁答院中学校PTA会長

令和6年 8月 医療法人明芳会クリニックのぞみ勤務（現在に至る。）